

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、温室効果ガスの削減など環境負荷を低減させるとともに、高い省エネルギー性能等を有する住宅（以下「省エネ住宅」という。）の普及及び省エネ住宅の新築又は改修に係る工事を請け負う県内の工務店の育成を図り、加えて優良な住宅の普及並びに県外から県内への移住及び定住を促進するため、個人が行う自己の居住の用に供する住宅の新築又は改修に要する経費に、予算の範囲内で、ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 本人又はその使用人（以下「本人等」という。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している個人
- (3) 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人
- (4) 本人等が、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人
- (5) 本人等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人
- (6) 本人等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人
- (7) 本人等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人
- (8) 県税を滞納している者

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する基準をいう。
- (2) 移住者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 補助金の交付の申請をする日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の4月1日から次条に規定する補助対象事業の完了する日までの間に県外の市町村（海外も含む）から県内の市町村に転入届をした者
 - イ その他知事が県外から移住した者として認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率又は補助金の額は、別表第1に掲げるとおりする。

(申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金申込書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書の受付期間は、知事が別に定める。

(申込みの承認等)

第6条 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、申込みの承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限及び添付書類は、知事が別に定める。

3 申請者は、住宅の改修に係る補助金の交付を受けるために補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(補助金の交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助金の額の変更を伴う設計の変更をする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合は、あらかじめ、ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金変更等承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の完了予定日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了しないことが明らかになった場合は、ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金取下書（別記第4号様式）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象事業の内容の変更をする場合であっても、当初の交付申請額以上の補助金の交付を受けることができないこと。
- (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。この場合

においては、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 補助対象事業は、申請者が当該住宅の所在地に転居した日又は検査済証の発行日のうち遅い日を完了の日とする。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（補助対象事業の完了の日が交付の決定の日より前の場合は、当該交付の決定の日）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付の請求書)

第11条 補助金交付請求書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

(暴力団の排除等)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、10年とする。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第14条 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後10年間とする。

(雑 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率又は補助金の額
<p>県内において施工される次の基本基準を全て満たす木造住宅の新築又は改修事業</p> <p>【基本基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるものに限る。）であること。 2 省エネ基準に適合する住宅であること。 3 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度の劣化対策等級2以上に適合する住宅であること。 4 延べ面積300㎡未満の木造住宅（在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法及び丸太組工法に限る。）であること。 5 岐阜県内に本店を有し、建設業許可を取得している事業者により施工されること。 6 申請年度の末日までに事業が完了するものであること。 	<p>補助対象事業に要する経費（登記及び外構工事に係る経費を除く。）</p>	<p>【新築の場合】 定額 30万円（次の基準のいずれかに該当する場合は、40万円）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅の認定を受けていること。 2 申請者が移住者であること。ただし、岐阜県空き家改修費補助金の交付を受ける場合を除く。 <p>【既存住宅改修の場合】 2分の1以内（30万円（次の基準のいずれかに該当する場合は、40万円）を上限とする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「長期優良住宅の普及促進に関する法律」に基づく長期優良住宅の認定を受けていること。 2 申請者が移住者であること。ただし、岐阜県空き家改修費補助金の交付を受ける場合を除く。

別記

第1号様式（第5条関係）

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 〒 _____

住 所 _____

フリガナ 氏 名 _____ 印

TEL _____

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 住宅概要

建築場所（郵便番号・住所）	〒 -					
延べ面積	m ²	階数	階	新築又は改修の別	新築・既存住宅改修	工法

2 工事日程

工事請負契約日（予定日）	年 月 日	工事完了日（予定日）	年 月 日
--------------	-------	------------	-------

3 建設事業者概要

商号又は名称	
本社所在地	
連絡先（氏名・TEL）	
建設業許可番号	岐阜県知事許可 第 _____ 号 国土交通大臣許可 第 _____ 号

4 省エネルギー性能

適合する省エネ基準 いずれかに○を記入 （予定を含む。）	<ol style="list-style-type: none">（新築の場合）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「設計住宅性能評価書」（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合） （既存住宅改修の場合）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合） ※ただし、H28.4.1時点で現存する住宅の改修の場合は、「現況検査・評価書」（個別性能評価にて一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合）都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく「低炭素建築物新築等計画」の認定通知書建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく「BELS」による省エネルギー基準（星マーク2つ以上）の認証 ※ただし、H28.4.1時点で現存する住宅の改修の場合は、「BELS」による省エネルギー基準（星マーク1つ以上）の認証
------------------------------------	--

5 劣化対策

適合する劣化対策基準 いずれかに○を記入 （予定を含む。）	<ol style="list-style-type: none">（新築の場合）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「設計住宅性能評価書」（劣化対策等級2以上に適合） （既存住宅改修の場合）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」（現況検査により認められる劣化事象等の状況が全てa判定）独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合証明書」長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」
-------------------------------------	---

6 補助額加算項目〔当てはまるものに○を記入〕

長期優良住宅の認定（予定を含む）	該当 ・ 非該当
県外から申請住宅への移住の有無	該当 ・ 非該当
県外からの転入日（予定日）	平成 年 月 日

*以下は記載不要です。

岐阜県記入欄			
受付年月日		受付整理番号	
承認番号			

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 千 _____
住所 _____
フリガナ 氏 名 _____ 印
TEL _____
(承認番号 _____)

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新築又は改修の別 新築 ・ 既存住宅改修 [該当する方に○を記入]
2 基本基準等適合による交付申請額 [適合する基準項目の適合欄に○を記入]

Table with 4 columns: 基準概要, 適合, 交付申請額 (新築の場合), 交付申請額 (既存住宅改修の場合). Contains criteria (1)-(7) and a total amount of 300,000円.

- 3 加算基準適合による交付申請額 [適合する加算基準項目の適合欄に○を記入 (該当する場合のみ記入)]

Table with 3 columns: 基準概要, 適合, 加算額. Contains criteria (8) and (9) with an additional amount of 100,000円.

交付申請額合計 金 _____ 円

4 振込先口座

Table with 6 columns: 振込先, 金融機関名, 店舗名, 預金種目, 口座番号, 口座名義人名. Includes options for (カナ) and (名義).

【交付申請 添付書類チェックリスト】* (1)～ (9) は表面の基準概要の項目です。

新築の場合

<p>・ (7)を示す書類 (以下の<u>いずれも</u>必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 県税の完納証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 市・県民税の納税証明書</p>
<p>・ (1) (2) (5) (6)を示す書類 (以下の<u>いずれも</u>必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 確認済証 (建築確認申請の必要がない場合は、建築工事届) の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し</p>
<p>・ (3)を示す書類 (以下の<u>いずれかが</u>必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「設計住宅性能評価書」(断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合していること。) の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく「低炭素建築物新築等計画の認定通知書」の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく「BELS」(ベルス: 建築物の建築物省エネルギー性能表示制度) による省エネルギー基準 (星マーク 2 つ以上) の認証の写し</p>
<p>・ (4)を示す書類 (以下の<u>いずれかが</u>必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「設計住宅性能評価書」(劣化対策等級 2 又は 3 であるものに限る。) の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット 3 5 の「適合証明書」の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し</p>

既存住宅改修の場合

<p>・ (7)を示す書類 (以下の<u>いずれも</u>必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 県税の完納証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 市・県民税の納税証明書</p>
<p>・ (1) (2) (5) (6)を示す書類 (以下の<u>いずれも</u>必要です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 工事見積書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書</p>
<p>・ (3)を示す書類 (以下の<u>いずれかが</u>必要です。ただし、交付申請書の提出時点において<u>提出できる方</u>に限る。)</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」(断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合していること。) の写し</p> <p>(H28. 4. 1 時点で現存する住宅の改修の場合は、一次エネルギー消費量等級 3、等級 4 又は等級 5 に適合していること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく「BELS」(ベルス: 建築物の建築物省エネルギー性能表示制度) による省エネルギー基準 (星マーク 2 つ以上) の認証の写し</p> <p>(H28. 4. 1 時点で現存する住宅の改修の場合は、星マーク 1 つ以上)</p>
<p>・ (4)を示す書類 (以下の<u>いずれかが</u>必要です。ただし、交付申請書の提出時点において<u>提出できる方</u>に限る。)</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」(現況検査により認められる劣化事象等の状況が全て a 判定) の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット 3 5 の「適合証明書」の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し</p>

既存住宅改修の場合で、(3) 及び(4)を示す書類を交付申請時において提出できない場合

<p><input type="checkbox"/> (3) 及び(4)の基準を満たす改修工事を必ず実施する旨が記載された誓約書</p> <p>なお、実績報告書にて、(3) 及び(4)を示す書類 (交付申請書の提出時において必要なものと同様) の添付が必要です。</p>
--

加算基準に適合する場合

<p>・ (8) を示す書類</p> <p><input type="checkbox"/> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号) の規定に基づく「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し</p> <p>・ (9) を示す書類 (以下の<u>いずれかが</u>必要です。)</p> <p><交付申請の時点ですでに移住者である方></p> <p><input type="checkbox"/> 移住者であることが分かる書類</p> <p><交付申請の時点でまだ移住者でない方></p> <p><input type="checkbox"/> 現在の住所地在記載されている住民票</p>

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 氏名 _____

住 所 _____

フリガナ 氏 名 _____ 印

TEL _____

(承認番号 _____)

年 月 日付け 第 _____ 号にて交付決定を受けた交付申請の内容については、

- 下記により
- 補助事業の内容を変更したいので
 - 補助事業を中止したいので
 - 補助事業を廃止したいので

同交付要綱第9条の規定により、申請します。

記

変更前	
変更後	

※中止・廃止であれば変更前及び変更後の記載は不要

変更（中止・廃止）理由	
-------------	--

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金取下書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 氏名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

TEL _____

(承認番号 _____)

年 月 日付け 第 _____ 号にて交付決定を受けました事業について、下記の理由から交付の申請を取り下げます。

記

取下げの理由	
--------	--

ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 〒 _____

住 所 _____

フリ ガナ
氏 名 _____ 印

TEL _____

(承認番号 _____)

年 月 日付け 第 _____ 号にて交付決定を受けた標記補助金に係る事業の実績について、岐阜県補助金等交付規則第13条により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業の完了日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 添付書類（該当する□にチェック願います。）

新築の場合（1）から（5）を添付

既存住宅改修の場合（交付申請書の提出時点において、省エネ基準に適合する住宅であること及び劣化対策が行われている住宅であることを示す書類を提出した方）

（1）から（5）を添付

既存住宅改修の場合（交付申請書の提出時点において、省エネ基準に適合する住宅であること及び劣化対策が行われている住宅であることを示す書類を提出していない方）

（1）から（7）を添付

（1）住民票（写しの原本）

（2）検査済証の写し（建築基準法に基づくもの）

（3）工事監理報告書（建築士法に基づく様式にて、建築士が作成するもの）の写し

（4）完成した住宅の写真（外観及び内観）

（5）補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類（領収書の写し又は通帳の写し）

（6）省エネ基準に適合する住宅であることを示す書類（以下のいずれか）

（ア）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していること。）の写し
（H28.4.1時点に現存する住宅の改修の場合は、一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していること。）

（イ）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく「BELS」（ベルス：建築物の建築省エネルギー性能表示制度）による省エネルギー基準（星マーク2つ以上）の認証の写し
（H28.4.1時点に現存する住宅の改修の場合は、星マーク1つ以上）

（7）劣化対策が行われている住宅であることを示す書類（以下のいずれか）

（ア）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく「現況検査・評価書」（現況検査により認められる劣化事象等の状況が全てa判定）の写し

（イ）独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合証明書」の写し

（ウ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく、「長期優良住宅建等計画の認定通知書」の写し

